たばこ規制枠組条約 発効！

平成17年2月27日から

「たばこ規制枠組条約」は、平成15年5月にWHO（世界保健機関）総会で全会一致により採択されて以来、平成16年11月に批准国が発効基準である40か国を超え、平成17年2月27日から効力を発揮することとなりました。

■条約の目的は？

・たばこが健康，社会，環境，経済に及ぼす影響から人々を守ります。

■条約を結ぶと どうなるの？

【普及・啓発等】

・たばこが健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施が求められます。

【受動喫煙等】

・屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所などで、たばこの煙から人々を保護する措置が求められます。

【包装やラベル】

・有害性が低いかのような言葉を載せて販売促進できなくなります。「ライト」、「マイルド」といった言葉を規制の対象とすることができます。

・パッケージの50％以上、最低でも30％以上のサイズでの健康警告表示をすること、複数表現のローテーション表示をすることが求められます。

【広告】

・たばこに関する広告・販売促進・後援の禁止、または制限することが求められます。

【未成年者】

・自動販売機が未成年者に利用されないようにすることが求められます。

・たばこの形をした玩具、菓子等の製造、販売が禁止されます。

■日本にどのような影響が？

日本も条約批准に等しい受諾という行為を行っているため、この条約の内容を守らなければなりません。また、日本では、平成15年5月施行の健康増進法で既に受動喫煙の防止について規定されています。条約発効を受けて、今後さらに取組を進めていくことになります。

三重県 健康福祉部 健康づくり室
ホームページ http://walk.to/hpm21
三重の健康づくり総合計画 ヘルシービーブルみえ・21 ～わくわく育ち、イキイキ暮らし、安らかに人生を全うする～
〒514-8570 津市広明町13番地 電話：059-224-2294 FAX：059-224-2340